

令和7年8月28日

各位

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

貴事業場における洗剤・消毒剤・除菌剤等の使用実態に関するアンケートご協力をお願い

1. 趣旨

令和6年度から全面的に施行された労働安全衛生法における新たな化学物質管理規制では、危険性・有害性が確認されている全ての化学物質について、それらを使用している各事業場においてリスクアセスメント※を実施し、その結果に基づき局所排気装置の設置、保護具の着用等、労働者が取り扱う化学物質にばく露する程度を最小限にするための必要な措置を自ら選択し講じることが義務付けられました。対象となる化学物質は令和8年度には約2,900物質まで拡大し、それらの中には、洗剤・消毒・除菌剤等に含まれる成分も存在します。

※リスクアセスメント: 化学物質特有の危険有害性(ハザード)と作業の特徴から当該作業のリスクを評価すること。

※※参考: 厚生労働省> 新たな化学物質管理規制: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083280.pdf>

厚生労働省では、皆様が適切な化学物質管理を実施できるよう、業種・作業別の化学物質管理マニュアル及びその解説テキスト(以下「マニュアル等」という。)*の作成を行っております。マニュアル等の作成は厚生労働省の委託事業として実施しており、今年度の受託者はテクノヒル株式会社(以下「事務局」という。)になります。

※参考: これまで作成した業種・作業別マニュアルと解説テキスト: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html

今年度は社会福祉施設の「消毒・除菌作業等」に関するマニュアル等を作成する予定であり、その的確なマニュアル等の作成のために、貴事業場において業務で用いる薬剤(洗剤、消毒剤、抗菌剤等)の使用実態をお伺いいたします。大変お忙しいところ恐縮ですが、アンケートへのご協力をお願い申し上げます。

(なお、アンケート結果は統計的処理をして使用いたします。個別企業の情報は、秘密情報として事務局で厳重に管理します。)

2. 依頼事項

- ✓ 下記の URL 又は QR コードからご回答いただきますようお願い致します。
- ✓ 回答期限: 令和7年9月30日(火)

▼▼▼ 回答フォーム(Google フォームが表示されます。) ▼▼▼

<https://forms.gle/yMo8k46Jc3y5mJb18>



3. 問い合わせ先(事務局)

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
電話: 03-5642-6144(担当: 千葉、高野)
e-mail: gocontact@technohill.co.jp